

「新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和6年(2024 年)11 月5日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所総務局国際部国際課総務係 電話(011)211-2032

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務

(2) 業務内容

日本は少子高齢化や生産年齢人口の減少、それに伴う人手不足などの課題に直面しており、こうした課題に対応するため、新たな在留資格である「特定技能」を創設し、外国人材の適正な受け入れ・共生のための取り組みを実施している。札幌市においても、近年、外国人市民が大きく増加しており、今後さらに増えていくことが見込まれる。

このうち、本市の留学生においても、外国人市民の増加と同様、増加傾向が続いており、令和5年度では、平成 25 年度比で 162%の増加となったが、留学生を対象とした支援策は、札幌留学生交流センターにおける住居支援(100 戸)のほか、不定期で実施している就労支援や放置自転車の無償譲渡等に限定される。

留学生は、本市が進める高度外国人材の獲得においては、予備軍と言える人材であり、その獲得にあたっては、先行したアプローチが必要であり、従前からの支援を根本から見直し、新たな施策を検討する必要がある。

本調査分析業務は、留学生が真に必要なとしている支援を把握し、現在の支援制度の見直しや新たな留学生支援策を検討する上での基礎資料とすることを目的とする。なお、詳細は業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月 31 日(月)まで

3 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (5) 破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条(1)に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。
※複数者が協力して参加する場合、構成員全てが(1)～(6)を満たす必要があることに注意すること。
※複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 参加意向申出書等の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期間

令和6年11月5日(火)～令和6年11月18日(月)正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。最終日を除き、受付時間は8時45分～17時15分までとする。

(3) 提出先

上記1のとおり

5 提案説明書の交付方法

令和6年11月5日(火)から総務局国際部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が5者以下の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査(ヒアリング)

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者。

イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者。

ウ 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者。

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者。

オ 審査の公平性を害する行為を行った者。

カ その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者。

(2) その他詳細は提案説明書による。